

青山学院大学総合研究所・SDGs 関連研究補助制度

平和構築研究におけるイノベーション：  
SDGs 16 とフィールドの視点の架橋  
報告書



2020年3月

田中（坂部）有佳子・川口智恵 編

# 目次

1. イントロダクション .....	1
2. 報告 .....	3
【報告1】 内戦終結後の包括的参加と制度形成ーリベリアにおける自由で公正な選挙の実施と課題ー 辰巳知行 国際協力機構 (JICA) 国際協力専門員 (選挙管理) モマール・ジェン 世界銀行コンサルタント 長辻貴之、浅野塁 (早稲田大学大学院)、田中 (坂部) 有佳子 .....	3
【報告2】 アフリカの開発に向けた科学技術イノベーション (Science, Technology and Innovation : STI) の可能性 若林基治 国際協力機構アフリカ部次長 .....	7
【報告3】 未来の世代に向けた技術:日本のテクノロジー企業の目標 11 と 14 への挑戦 三輪 芳和 株式会社ピリカ研究員 .....	9
【報告4】 紛争影響地域におけるビジネスと人権～SDGs の達成を企業の人権尊重責任から考察する～ 菅原絵美 大阪経済法科大学国際学部准教授 .....	11
【報告5】 多様性の表れとしての都市空間：都市遺産保全をめぐるコンフリクトを通じて 柏原沙織 東京大学大学院新領域創成科学研究科特任研究員 .....	13
【報告6】 紛争後の平和構築とジェンダーの平等～イラク紛争と女性たち～ 円城由美子 大阪女学院大学非常勤講師 .....	15
3. 結論 .....	17

## 1. イントロダクション

17の国際目標を掲げる持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）のうち、目標16「平和と公正をすべてのひとに」は、他の目標と比較して異なる特徴をもつ。他の目標は、そのものが達成すべき到達点となる一方、目標16は他の目標を達成するための横断的ゴールである（高柳彰夫・大橋正明編著『SDGsを学ぶ：国際開発・国際協力入門』法律文化社、2018年）。つまり、目標16はゴールであると同時に、他のゴールを達成するための手段なのである。

また、目標16のもとにある19のターゲットは、他の目標と比較して数値化された指標がなく、明確な着地点がみえづらい。これらのターゲットは、あらゆる暴力の削減、インクルーシブで参加型の意思決定の保障、透明性の高い制度、組織犯罪の根絶、汚職や賄賂の削減、開発途上国のグローバルガバナンス機関への参加、出生登録などの法的身分証明の獲得、基本的自由の保障と幅広い。そのため、ターゲット間に関連性はなさそうにみえ、実現に向けてどのような資源を繋げることが有用なのかもつかみづらい。どのように複数の目標やターゲットが連関しうるのか、その連関のもと複数の目標をいかに達成していけるのかの課題について、議論は始まったばかりである。

2015年の国連持続可能な開発サミットの成果文書として採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、持続可能な開発なくして平和と安全はなく、その逆の関係もあると指摘する（パラ35）。その関係の理解を深める文書のひとつとして、国際連合と世界銀行の共著「Pathway for Peace: Inclusive Approaches to Preventing Violent Conflict」（2018）（以下、『平和への道』）がある。『平和への道』は、紛争の発生後に対処するのではなく未然に紛争の種を摘み取る予防の行動を促すべきと主張し、これまでの研究に基づいた一般的な指針を議論している。当事者間の不信が対立に転化しやすくなるという。武力紛争のみならず、一般犯罪や情勢不安の増加は、国や地域の開発に負の影響を及ぼし経済成長を損ないかねない。また、法の支配がない場合は、性暴力、犯罪、搾取、拷問などの暴力が横行する傾向にあり、その根源には国と社会の間だけでなく社会内の分断が指摘されている。

『平和への道』は、紛争の種としての不平等、排除が問題であり、それを取り除くべく、あらゆる人々を包摂する制度と、暴力などの発生に対処・回復できる能力を培う（resilient）ことが、対立を暴力化させない手立てであると論じる。この議論は、アセモグル・D、ロビンソン・A（鬼澤忍訳『国家はなぜ衰退するのか：権力・繁栄・貧困の起源』早川書房、2013年）による、法の支配が確立し所有権が保護されるような包括的制度が必要とする主張とも相容れる。彼らが歴史的経験を紐解いて主張を展開したのに対し、『平和への道』では、権力、機会、サービス、安全からのアクセスから排除されないような包摂的制度が現代に必要と示唆する。より具体的には、対話の増加、柔軟なマクロ経済政策、国家機能の改革、富の再分配政策の促進などである。

そのような制度によって包摂されるべき対象はどのような人々なのだろうか。『平和への道』では、特にアジア・アフリカ人口のなかで肥大する若者層や、従来社会的に排除されがちな女性等の社会グループに着目する。またこうした社会グループに加え、急激な都市部への人口集中により、土地や水などの資源を巡る対立が都市部での組織犯罪やギャング犯罪の増加をもたらしていることも憂慮する。目標10「人や国の不平等をなくす」ことに向けて、具体的に包摂的制度とは何かは未だ模索している段階にあるだろう。ターゲット10.2にある政治的な包含をどのように促進するかという点も課題であろう。

経験上、権力が乱用されにくい政治的制度は民主主義的な制度であるとの議論があるが、その手続き上では排除はやはり起き、暴力に発展することがままある (Ted R.Gurr,2000.“Peoples versus States.” United States Institute of Peace)。少数派の社会グループを包摂するにはどのような方策があるのか、各ケースにおける議論が求められている。

では、目標 16 の実現への策をどのように見出すのか。例えば『平和への道』では、紛争予防の活動を活発化させる手段として、情報とコミュニケーション技術 (ICT) の活用が検討されている。課題としては、情報そのものへのアクセスが不平等である「デジタル・ディバイド (digital divide)」があり、先進国と途上国の間での格差がより広がる深刻な問題として捉えられる。そして技術革新が、相互連関の促進により越境する組織犯罪が発生しやすくなるという負の影響をもたらすことも指摘できる。またそのような環境に晒されていると、人々がサイバー犯罪に直面する可能性もある。これから、ICT のいかなる活用が紛争の予防となるかの具体的な成功例あるいは実体験の抽出が求められるだろう。

このような課題を掲げ、2019 年度青山学院大学総合研究所・SDG s 関連研究補助制度の支援を受けた『平和構築におけるイノベーション：SDGs 16 とフィールドの視点の架橋』プロジェクトでは、3 つの機会を通じ各分野の専門家の報告を伺い、議論を深めることができた。この報告書は、2019 年 12 月の研究会 (青山学院大学にて実施)、ワークショップ「Innovation in Peacebuilding Research: Perspectives from Africa and Asia」(早稲田大学地域・地域間研究機構との共同実施)、2020 年 1 月のセミナー「紛争影響地における SDGs16 と社会・経済的課題との架橋：中東の事例から」(青山学院大学にて実施) の結果をまとめたものである。各会合の開催は、登壇者の方々はもちろん、早稲田大学の地域・地域間研究機構の安井清峰研究員、大門毅教授、セミナーにてコメンテーターを務めてくださった立山良司先生 (防衛大学校名誉教授、日本エネルギー経済研究所客員研究員) のご協力なしにはなしえなかった。そして、各会合で貴重なご質問・コメント等を頂戴した参加者の皆様およびご支援いただいた総合研究所関係者に御礼申し上げたい。

田中 (坂部) 有佳子

(青山学院大学国際政治経済学部 助教)

川口智恵

(東洋大学グローバル・イノベーション学研究センター 客員研究員)

## 2. 報告

### 【報告1】



## 内戦終結後の包括的参加と制度形成

### ーリベリアにおける自由で公正な選挙の実施と課題ー

辰巳知行 JICA 国際協力専門員 選挙管理、

モマール・ジェン 世界銀行コンサルタント、

長辻貴之、浅野塁（早稲田大学大学院）、田中（坂部）有佳子

### 報告概要

西アフリカに位置するリベリアでは、2つの内戦(1989-1996, 1999-2003)によって25万人以上の人々が犠牲になったとされる。2003年に包括的和平合意(Comprehensive Peace Agreement: CPA)が武装勢力3者の間で成立すると、新しいリーダーを選出する準備が始まった。それは、当時の大統領チャールズ・テイラー氏の解任とともに、各武装勢力の動員解除、武装解除、そして元武装勢力関係者を含めて、自由で公正な選挙を実施するための法やシステムの準備が必要となったことを意味した。2005年以降、リベリアは3度の国政選挙を実施してきた。以下3つの報告を通じ、復興の歩みは進んだものの一人あたりの所得が650ドル程度(2018年現在)と後発開発途上国であるリベリアにおいて、自由で公正な選挙の実施にはどのような課題があるのかを議論した。

### 2005年選挙

辰巳氏より、紛争後初めて実施された2005年リベリア選挙を事例に、自由で公正な選挙の実施に向けた国連と国際社会の取組みについて報告があった。

リベリアは、1847年アメリカからの解放奴隷らによって打ち立てられた共和国で、1923年には手続き的には不完全ながらも、最初の大統領選挙が実施されている。1980年にサミュエル・ドウが軍事クーデタにより、独裁的な軍事政権を敷いた。1986年にドウが大統領に就任したものの、1989年にチャールズ・テイラーが率いるリベリア国民愛国戦線(NPFL)等の武装勢力による介入が始まり、内戦に突入した。西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)停戦監視団(ECOMOG)による仲介もあった第1次内戦時には、反政府側によるドウの拉致・殺害という事態も発生する。この内戦終結後、1997年に選挙が行われ、チャールズ・テイラーが大統領に選出された。しかし、他の武装勢力などの介入もあり政情が安定

しないまま、1999年にテイラーに反発するリベリア民主統一解放運動（LURD）やリベリア民主運動（MODEL）等の武装勢力が拡大して第2次内戦が発生した。テイラー政権は弱体化しており、2003年7月、ECOWASによる平和維持軍およびアメリカ軍などが展開した。テイラーは大統領を辞任するとともにナイジェリアに亡命し、CPAの締結に至る。

この間、国連安全保障理事会は、安保理決議1509の採択により国際連合リベリアミッション（UNMIL）を設立する。設立当初のUNMILの任務は和平プロセスの促進のほか、人道的活動や人権擁護の活動、軍や警察部門の治安改革など多岐にわたっていた。各武装勢力の武装解除、動員解除、帰還、再統合（DDRR）は主に平和維持軍が担当した。

そして2005年末までに実施されるとする国政選挙の支援も任務のひとつであった。具体的には、250名のUNMIL国際選挙専門家・スタッフが、1986年選挙法の改正、選挙管理委員会（NEC）の確立、そして選挙実施に必要な各プロセスを技術面から支援していくことであった。このなかでも、選挙実施に必要なプロセスとは、NEC、政党、メディア、選挙人（有権者）等の行動規則の作成、選挙人登録、選挙区の確定、候補者登録、選挙キャンペーン、投票と開票、集計、苦情・申し立てへの対応、結果発表に及ぶ。そのほか、選挙人、メディア、選挙監視をする市民社会組織、政党に対しても、それぞれの役割についての教育キャンペーンを展開した。



### ディスカッション・ポイント（1）

当時の課題は、自由で公正な選挙を実施するための財源、経験、能力、基礎的なインフラがないにもかかわらず、その成功を期待する国際社会の関心が大変高かったことである。選挙支援の目的は、選挙実施に関わる公職者に対する能力構築、リベリア人自ら実施する選挙として実施すること（オーナーシップの確保ともいう）、そして次回選挙以降、リベリア人が実施していけるように持続性を確保することであった。このような目的は本来時間をかけて達成されていくはずである。しかし、実質的に選挙が実施できるよう支援する国際社会が期待することは、CPAで合意されたとおりに選挙を遅延なく実施すること、選挙の質が国際基準を満たすこと、選挙実施によって新しいリーダーの正当性を確保することであった。UNMILの選挙部門は、こうした国際社会の期待と支援の本来の目的との間でジレンマに陥った。

### 2011年選挙

モマール・ジェン氏は、紛争終結後2度目になる2011年選挙に焦点を充て、有権者の投票行動について統計データをもとに報告した。この選挙は、リベリアが紛争による大破から脱却し、持続的な民主的ガバナンス、経済成長、国民統合が可能となるかの大事なステップとなった。大統領選挙決選投票前に、候

補者（政党 CPC のジョージ・ウェア氏）が選挙のボイコットを掲げ、決戦投票直前に発生した暴力は選挙の成功を危うくしたが、おおむね平和裡な民主的選挙であったと評価されている。

2005 年大統領選挙で当選したエレン・ジョンソン・サーリーフ（政党 UP 代表）氏が再び大統領に立候補した。2011 年選挙の焦点は、紛争後のリベリアが安定し安寧な生活を送れているかなど、彼女の業績として評価することを有権者が投票行為を通じて出来るかどうかにあった。選挙前の世論調査（各州で 76 名ずつを調査対象）では、「今日リベリアが直面する問題は何か」という問いに対し、回答者の 22% が経済と雇用問題、19.5% が道路インフラの未整備、18.7% が保健・教育、16.9% が電力・水・衛生を挙げている。治安問題、汚職、人権問題などは併せて 12% 程度となっており、男女や年齢差で違いはみられなかった。「5 年前と比較して、あなたの生活はよりよくなったか」との問いに対しては、回答者の約 60% は「よりよくなった」と答えた。「政府はあなたが考える課題に最大限対応していると思うか」との問いに対しては、回答者の 64% が「はい」と答えている。

世論調査では、回答者の 38% が大統領候補者の支持先を決定していなかった一方、37% がサーリーフ、そして 16% がウェアを支持していた。第 1 回大統領選挙の結果は、この世論調査と同様の傾向をみせ、どの候補者も過半数の票を獲得できず、サーリーフとウェアが決選投票で争うこととなった。

## ディスカッション・ポイント（2）

2011 年選挙は、自由で公正な選挙であったか。世論調査の結果を踏まれば、各投票者はおおむね支持する候補者先に投票することができ、UNMIL の活動が縮小していくなか、ゆゆしき選挙妨害や脅迫等の問題は少なく選挙運営が可能となった。また、世論調査によれば人々の暮らしに直結する問題が残る一方、治安に対する不安は僅かであった。2005 年以降、リーダーシップが治安に対する懸念を払拭することには成功し、選挙が平和裡に行われたことは、リベリアが一定程度の安定を確保できたと評価できる。

## 2017 年選挙

長辻氏（報告者代表、浅野氏、田中との共同研究）は、2017 年大統領選挙を事例に、内戦中の暴力が選挙行動に与える長期的影響についてのプロセスと統計分析を議論した。

2017 年選挙では、国際戦犯法廷の判決により 50 年の刑に服役するチャールズ・テイラーが選挙キャンペーンに参加した可能性があるとされている。彼が内戦終結直後に立ち上げた政党（NPP）からは元妻のジュエル・テイラー氏が副大統領候補として立候補し、政党 CPC のウェアと連立を組んで選挙に臨んだのである。第 1 回目大統領選挙では、ウェアとテイラーの候補ペアが、投票の過半数には届かなかったものの、決選投票ではサーリーフの政党（UP）に所属する副大統領であったボアカイと戦い、過半数を獲得した。

2 つの内戦の狭間に実施された 1997 年選挙では、武装勢力 NPFL が政党 NPP を立ち上げ、チャールズ・テイラーが高圧的な選挙キャンペーンを展開し、有権者がもつ第 1 次内戦中のトラウマがテイラーを大統領に当選させたとする逸話がある。2 つの内戦中の暴力を被害者より聴取した真実和解委員会（TRC）の報告書によれば、聴取した約 17,000 事例の 39% が、テイラー率いる NPFL による被害であったという。そして、アフリカにおけるサーベイ調査アフロバロメーター（2008, 2012, 2015）は、リベリア回答者の 80% が選挙に関わる暴力に対し懸念をもち続けていることを示した。現地インタビュー等

によれば、DDRR プログラムは一通り終了した一方で元兵士たちの間のネットワークが維持されており、政治家に転じた元司令官らが元兵士たちを選挙暴力などに動員していることが示唆された。第1回目大統領選挙において、報告者らの分析では、NPFL が紛争中に起こした殺害行為を経験した有権者は、ウェアとテイラーの候補ペアに投票する傾向がみられた。

### ディスカッション・ポイント (3)

2017 年選挙は、大統領任期は 2 期までとする憲法規定があるなか、サーリーフからウェアへの交代が実現し、民主的な制度が確立されてきた、との評価がなされた (EU2018)。リベリアでは、元武装勢力が一般生活に戻っていくための DDRR プログラム、そして紛争中に発生した暴力に関する事実を追跡し、加害者と被害者の間の和解を図っていかうとする真実和解委員会 (TRC) の調査が 2009 年に終了した。2018 年には UNMIL も撤退し、リベリアは次の段階に進みつつある見方も可能だ。一方で、報告者の分析などから示唆されるように、内戦中にもつ経験とそれに伴う社会の構造は容易に変容するものではなく、人々が暴力に懸念を示すのであれば、平和の構築は途上にあるといえる。

### SDGs16 との接点

本テーマでは、SDGs17「持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」との関連を挙げる。国際社会は、リベリアの内戦後の和平推進と安定に向けて国連ミッションをはじめとする支援を縮小してきた。そのなかで、どのような支援がどの人々にとっても自由で公正な選挙となるのかのパートナーシップの模索が考えられる。

自由で公正な選挙の実施は、SDGs16 のなかの多くのターゲットと連動している。ターゲット 16.1(あらゆる暴力の死亡率の減少) は、紛争後社会における選挙でいかに暴力を減らせるかという課題を浮かび上がらせる。

ターゲット 16.7 (対応的、包摂的、参加型、および代表的な意思決定を確保) について、選挙制度はそれを目指すひとつの方法である。ただし、選挙参加は各国の法により選挙権、被選挙権が認められる年齢規定がある。その対象外である 18 歳以下の若年層が多いリベリアでは、選挙以外の方法によって彼らの声を知る必要があることも考えられる (2011 年当時の有権者登録数は 90 万人であり、これはリベリアの人口 340 万人の 56% に相当した。)

### 参考文献

International Foundation for Election Systems (IFES). 2004. Report of an Electoral Assessment and Planning Mission to Liberia: April 4-25, 2004. [https://www.ifes.org/sites/default/files/ifes\\_liberia\\_mission\\_report\\_may\\_04.pdf](https://www.ifes.org/sites/default/files/ifes_liberia_mission_report_may_04.pdf)

European Union (EU). 2018. Press Releases “Final Report of EU EOM Liberia 2017 offers 23 recommendations for improvements to election processes”, 26 April, 2018. [https://eeas.europa.eu/election-observation-missions/eom-liberia-2017/43510/final-report-eu-eom-liberia-2017-offers-23-recommendations-improvements-election-processes\\_en](https://eeas.europa.eu/election-observation-missions/eom-liberia-2017/43510/final-report-eu-eom-liberia-2017-offers-23-recommendations-improvements-election-processes_en)

## 【報告 2】



### アフリカの開発に向けた科学技術イノベーション

### (Science, Technology and Innovation : STI) の可能性

若林基治 国際協力機構 アフリカ部次長

#### 報告概要・事例紹介

科学技術イノベーション (STI) は、開発効果と効率を高める画期的な手段となりえる。STI を活用することで、より包括的な開発や、プロジェクトの費用の削減と迅速化、及びプロジェクトの裨益対象の拡大を可能にする。アフリカ地域を中心に開発援助に従事した経験から、アフリカにおける SDGs の達成には、科学技術イノベーションが大きな可能性を持ち得ると感じている。2030 年までの SDGs を達成するためには、年間で約 2.5 兆ドルが必要であり、これまでの開発の延長では達成できないと言われているが、科学技術により開発にイノベーションを起こすことで、SDGs を達成できるかもしれない (図表参照)。2019 年に横浜で開催された日本政府、国連、国連開発計画、世界銀行、アフリカ連合委員会主催の第 7 回アフリカ開発会議 (通称 TICAD7 : Tokyo International Conference for Africa Development 7) では、「アフリカに躍進を！ひと、技術、イノベーションで。」がテーマであった。TICAD7 の結果、国際協力機構 (JICA) には、STI 技術を活用した SDGs の推進が求められており、さらなる事業化に向けて取り組んでいる。

JICA 現地事務所の代表としてマリに赴任した直後、予期せぬクーデタが起き治安が悪化し、結果的に事務所機能を閉じなければならなかった。こうした事態は多くの人が想像出来なかったものであり、アフリカのガバナンスの脆さ (脆弱性) を示している。STI は、ガバナンスが脆弱な国に対しても、グッド・ガバナンスを導く透明性や信用を確保する手段となりえる。例えば、ブロックチェーン技術を考えてみたい。ブロックチェーンの 3 つの特徴は、非中央集権的であること、透明性が確保できること、情報の保護に優れていることである。これらの特徴は、意思決定や様々な仕組みへの包括的参加を可能とし、汚職を防ぎ、民主主義を促すことにつながる。例えば、公正な労働の担保 (鉱物資源の由来の確保)、少数民族に対する権利保護 (ID の付与による公共サービスの提供)、公平な選挙の試行 (投票結果の透明化) 等がある。JICA は、JICA 事業に STI のイノベーティブな技術やアイデアを組み合わせることで社会的インパクトを最大化することを目指し、ケニア、ウガンダ、ルワンダ、ナイジェリアなどで、JICA 事業をプラットフォームとした多様なプレーヤーの共創の場を提供する取り組みを始めている。

## ディスカッション・ポイント

STI を導入しやすい国、そうでない国があるのか。例えば、技術的なこと（開発が進んでいる国かどうか）、政治体制（権威主義的な国家かどうか）、国家の規模などがあるのではないだろうか。それとも、STI はこうした国家の違いも超えて適応出来る可能性があるのか。

## SDGs16 との接点

目標 16 のターゲット 3（法の支配）、5（汚職の削減）、6（公共機関の説明責任）、9（すべての人々の法的身分証明）などに関連すると考えられる。例えば、ブロックチェーンは、人、モノ、カネ、情報などの移動を追跡（トレース）する能力に優れているため、ガバナンスが脆弱な国で散見される汚職、人身取引、強制労働のような人権侵害を予防し、これらの移動にかかる透明性を確保することに貢献する。さらに、ブロックチェーンは、暗号通貨（cryptocurrency）、土地の保有権登録、投票、契約などの情報の書き換えが不可能な技術であり、情報保護への信頼性を高めることが出来る。

## 参考文献

Galen, D. J., El-Baz, B., Brand, N., Kimura, I., Boucherle, L., & Wharton, K. (2018). Blockchain for Social Impact.

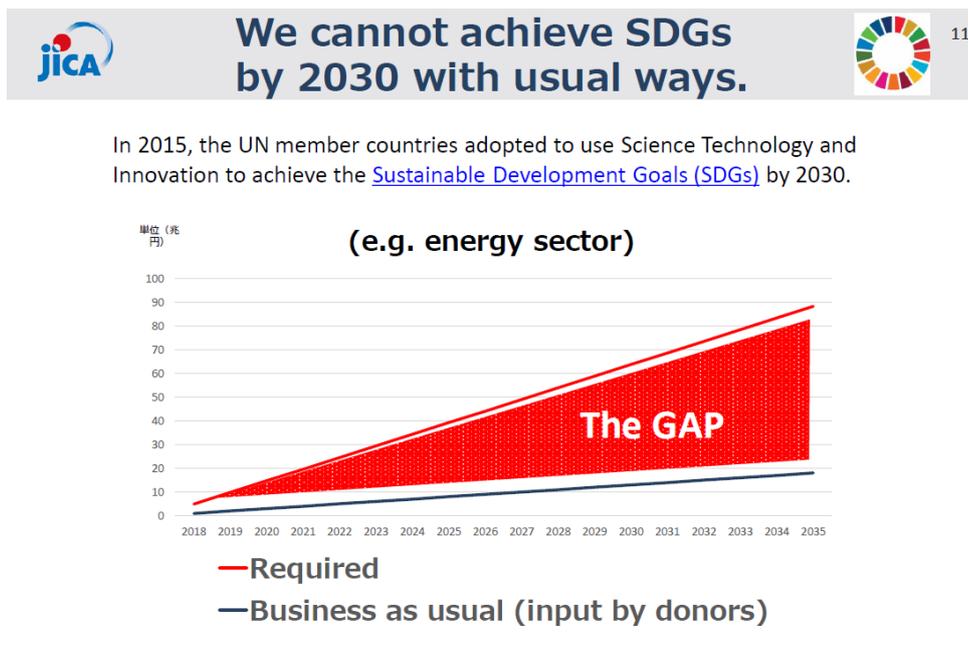
OECD. Publishing. (2017). *OECD Science, Technology and Industry Scoreboard 2017-The Digital Transformation*. OECD Publishing. <https://www.oecd.org/sti/scoreboard.htm>

株式会社野村総合研究所『平成 27 年度 我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備（ブロックチェーン技術を利用したサービスに関する国内外動向調査）』経済産業省、平成 28 年 3 月

<https://www.meti.go.jp/press/2016/04/20160428003/20160428003-2.pdf>

国際協力機構‘Open Innovation Challenge’ <https://www.jica.go.jp/openinnovation/index.html>

## 図表



作成：若林基治

## 【報告 3】



# 未来の世代に向けた技術:日本のテクノロジー企業の目標 11 と 14 への挑戦

三輪 芳和 株式会社ピリカ 研究員

## 報告概要・事例紹介

株式会社ピリカは、科学技術の力で環境問題を解決することをコンセプトに河川・海洋におけるプラスチックごみ問題や都市ごみの問題に取り組むベンチャー企業である。ピリカの活動の一つは、人工知能 (AI) の画像解析技術によるポイ捨てごみ調査システム「タカノメ」やごみ拾い SNS アプリ「ピリカ」を通じて、自治体や市民と協力して、ごみのない持続可能なコミュニティを作ることである (図表 1 参照)。今では、川や海に流出する廃プラスチックやマイクロプラスチックなどのごみ問題は、海洋の生態系や人間の次世代の生活に脅威を与えている。ピリカの事業は、公共的な問題であるにもかかわらず、政府や地方自治体だけでは解決できないごみ問題を、情報テクノロジー (IT) などの科学技術を媒体として民間企業や一般市民を巻き込む形で解決につなげている。ピリカは、河川や湖沼から海洋へのプラスチックごみの流出経路や発生源を明らかにし、必要な対策を検討するうえで必要なデータを得るための科学的な調査手法として「アルバトロス」を考案した (図表 2 参照)。これらは SDGs、特に目標 11 (住み続けられる街づくり) と 14 (海の豊かさを守ろう) に貢献する技術といえるのではないかと考えている。

## ディスカッション・ポイント

民間のスターアップ環境会社として、公的機関 (中央省庁・地方自治体など) や他の民間アクターとどのように協力しているのか。(ピリカアプリのように、IT 技術を媒体としてごみ問題に民間企業や一般市民を巻き込む形で解決につなげている包括的参加の手法は、目標 17「パートナーシップで目標を達成しよう」の実践を通して実現しているといえる。)

## SDGs16 との接点

ピリカが培った技術は、紛争影響国や脆弱国の破壊による廃棄物問題の解決やごみの散乱などが人々の公衆衛生を改善するため、クリーンな住環境の整備を促進することに貢献出来るだろう。クリーンな生活環境や自然生態系の保全は、暴力や犯罪の低下や経済活動の保護にもつながる可能性がある。平和構築を担う次世代のためにも、クリーンで安全な生活環境と持続可能な社会の提供が出来る可能性を持つピリカの技術で、SDGs 目標 16 に貢献することも可能なのではないかと考えている。ごみ拾い SNS アプリ「ピリカ」のように、IT などの科学技術を媒体としてごみ問題に民間企業や一般市民を巻き込む形で解決につなげている包括的参加の手法は、目標 17「パートナーシップで目標を達成しよう」の実践を

通して実現しているといえる。

### 参考文献

株式会社/一般社団法人ピリカ

<https://corp.pirika.org/>

マイクロプラスチック等 浮遊状況データベース

<https://opendata.plastic.research.pirika.org/>

『令和元年版 環境白書・循環型社会・生物多様性白書』85頁

第3章「プラスチックを取り巻く状況と資源循環体制の構築に向けて」事例の一つとして掲載

[http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/r01/pdf/1\\_3.pdf](http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/r01/pdf/1_3.pdf)

図表 1

### ごみ拾いSNSアプリ ピリカ



これまで見えていなかった「ごみ拾い」を見える化し、清掃活動の普及を促進する。



図表 2

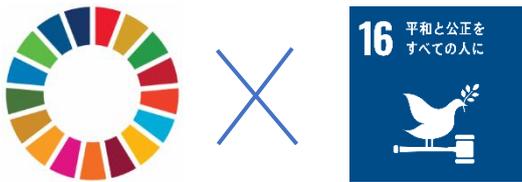
### プラスチック流出調査・対策 アルバトロス

PIRIKA

東南アジアにおけるメコン川などから海洋へ至るプラスチックごみ調査に技術協力  
Promotion of Countermeasures Against Marine Plastic Litter  
in Southeast Asia and India (CounterMEASURE project)



【報告 4】



## 紛争影響地域におけるビジネスと人権

～SDGs の達成を企業の人権尊重責任から考察する～

菅原絵美 大阪経済法科大学国際学部 准教授

### 報告概要・事例紹介

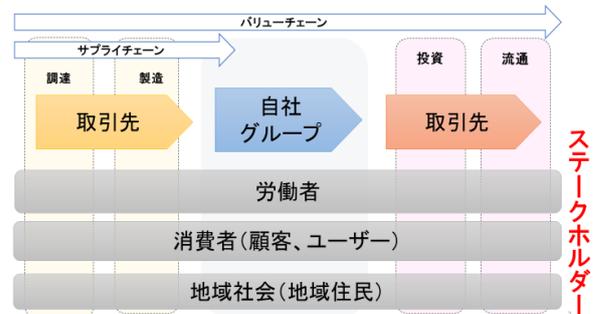
SDGs を盛り込んだ「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、あくまでも企業を「パートナー」としていたミレニアム開発目標 (MDGs) と異なり、「我々は、小規模企業から多国籍企業、協同組合、市民社会組織や慈善 団体等多岐にわたる民間部門が新アジェンダの実施における役割を有することを認知する」と企業の SDGs 実現の主体的な役割を認めた。加えて、新アジェンダを貫く原則として国際的な人権基準の尊重が据えられていることから、企業の人権侵害行為規制への国際的関心に始まる「ビジネスと人権」分野では、企業の人権尊重責任をその事業活動全体 (取引先を含めた調達、製造、雇用、流通などの過程) で実現することが「もっとも強力な SDGs 実現への貢献である」とであると評される。

企業の人権尊重責任は、2011 年「国連ビジネスと人権に関する指導原則」で明確化されて以降、企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility : CSR) や企業の長期的成長のために必要とされる環境、社会、ガバナンス (Environment, Social, Governance : ESG) を重視した投資の広がりの中で、各国で国別行動計画の策定が進むなど、国際社会に普及しつつある。

企業による「SDGs 目標 16 (平和と公正をすべての人に)」実現には、紛争影響地域での人権侵害に対する企業の加担 (バリューチェーンを含む) の回避が含まれる。これを検討する事例として、イスラエルによる東エルサレムを含む占領地域における入植活動、それを支える企業の関与 (加担) について考えてみたい。占領されたパレスチナ地域では、イスラエル政府による公的かつ直接的な入植地計画・建設等への関与・先導が行われ、パレスチナ人に対する土地の没収や強制移動などを含む人権侵害をもたらしている。これらに対し、企業はパレスチナ人に対する直接的な人権侵害 (労働問題など) を引き起こすだけでなく、入植地における検問所の監視・識別機器の供給、住宅・ビジネス開発の金融事業、入植活動にかかわる機材の提供、入植地の天然資源のビジネス使用、「イスラエル産」のラベリングなどにより人権侵害にも加担してきた。

こうした加担企業を取り巻き、影響を与えるアクターとして国連や政府、NGO などが存在する。例え

はじめに:「ビジネスと人権」とは 作成:菅原絵美



ば、国連人権理事会の特別手続において、1967年以降に占領されたパレスチナ地域の人権状況に関する特別報告者は、2012年報告書において、イスラエル政府と13の企業に対して非難と勧告を出した。加えて、国連人権高等弁務官が「イスラエル入植に関与する企業データベース」を作成し、どの国の企業が何社人権侵害に加担しているかの中間調査を2018年に発表した。これに対し、NGO103団体が企業名を公表するよう求める書簡を提出した。（なお、本報告後の国連人権理事会43会期においてデータベースが更新され、入植に加担する112の企業名が公表された。）また、欧州委員会は2015年にイスラエル入植地産の製品については「イスラエル入植地産」と記載するよう推奨する解釈通知書（Interpretative Notice）を発表した。2019年にEU司法裁判所は、消費者が情報に基づいて商品を選択できるように、イスラエル入植地産の食品について産地の明記を義務付ける判断をした。

### ディスカッション・ポイント

- ✓ 企業の事業活動全体を見渡して、雇用、職場、調達、製造委託、流通、投資等のバリューチェーンと、労働者、消費者、地域住民等のステークホルダーの間で、どのような人権侵害が起きるだろうか。
- ✓ 政府による人権侵害に対し、投融資や調達・製造委託などを通じて間接的に関与する企業に対しても責任を問う考え方には批判もある。自身はどのように考えるか。
- ✓ イスラエル入植の事例の場合には、投融資や調達・製造委託などの間接的な場合を含む、入植活動への関与による企業責任にはどのようなものがあるだろうか。
- ✓ SDGs 16を実現するために、紛争影響地域での人権侵害に対する企業の加担を回避する「予防」を期待する上で、国連人権理事会等による企業の人権尊重責任というアプローチはどこまで有用だろうか。

### SDGs16との接点

企業による「SDGs 目標16（平和と公正をすべての人に）」実現には、紛争影響地域での人権侵害に対する企業の加担（バリューチェーンを含む）の回避が含まれる。例えば、イスラエル入植活動に直接かわるような活動に対して自社製品が使われていた場合に、その製品の製造・販売にかかわる企業にも人権尊重責任が求められるだろう。そのために、例えば人権影響評価の頻度を高める、事業に関係するすべての取引先に対し人権報告・公表の要請を行うなど、紛争影響地域では人権デュージェリエンスを強化するとともに、人権侵害を是正し、被害者に対し救済を提供する必要があるだろう。

### 参考文献

○国連「ビジネスと人権に関する指導原則」（2011年）<https://www.hurights.or.jp/japan/aside/ruggie-framework/>（財団法人アジア・太平洋人権情報センター（ヒューライツ大阪）・特定非営利法人サステナビリティ日本フォーラム翻訳）

○国連人権高等弁務官「東エルサレムを含む占領されたパレスチナ地域でのパレスチナ人の市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利に対するイスラエル入植の影響を調査するための独立の国際事実調査ミッション報告書96項の活動に関与する全企業データベース(A/HRC/43/71)」（2020年）

○欧州委員会「1967年6月以降にイスラエルによって占領された地域からの製品の原産地表示に関する解釈通知書(C(2015)7834)」（2015年）

【報告 5】



多様性の表れとしての都市空間：

都市遺産保全をめぐるコンフリクトを通じて

柏原沙織 東京大学大学院新領域創成科学研究科特任研究員

報告概要・事例紹介

都市遺産には、有形（歴史的建造物、都市、モニュメント）、無形（伝統的祭事、生活様式、伝統工芸）の文化遺産に加えて、そこに住まう人々を介した相互作用を含む「生きている遺産（living heritage）」が含まれる。特にアジアでは多く都市が植民地の歴史を持つことから、中心部には植民地化以前からの歴史が重なり合い、その土地に元々住んでいた住民、移民、入植者などで多様なコミュニティが形成されている。複雑な歴史の中で培われた都市遺産は、それぞれの歴史的レイヤーをつくってきたコミュニティやその子孫らにとって、心理的にも様々な意味を持っている。

マレーシア・ペナン島のジョージタウンは海上航路の要衝であったことから、14世紀頃から港湾都市としての発展を遂げた。多様な民族が行き交う自由貿易港であったこと、また1786年から英国領となり、アジア・欧州からの人々の往来・流入を反映し、複数の宗教施設や建築様式、民族ごとの界限など、文化的多元性（multi-culturalism）が都市空間に表れている。こうした点や豊かな文化に「顕著な普遍的価値（Outstanding Universal Value）」が認められ、ペナンは2008年にマラッカとともに世界文化遺産に登録された。マレー系が50%を占めるマレーシア全体の民族比率と比較すると、ジョージタウン住民の約65%が中華系、10%がインド系、11%がマレー系と、中華系が際立つ。ジョージタウンは、欧州系、中華系、インド系、マレー系の界限に大まかに分かれており、各民族が混在せずに共存（co-existence）していることが特徴的である。

ジョージタウンの都市遺産の保全は、1986年に設立されたNGO団体ペナンヘリテージトラスト（Penang Heritage Trust：PHT）や専門家グループCHATなどの民間のイニシアティヴが大きい。保全の基礎となる各種調査や、生きた文化遺産の担い手である商店主、職業・民族・氏族・宗教等の各種コミュニティを対象とした調査、伝統工芸職人のスキルを継承するワークショップ、建物保全の意識啓発など精力的に活動してきた。その際には



市政府、ジョージタウン世界遺産法人（George Town World Heritage Inc.）とも協働している。しかし活動は必ずしも円滑に進む訳ではなく、PHT や行政は多様な民族やコミュニティ間の軋轢を生まないための慎重な配慮のもと、ある種の緊張感を持って活動を進めている。互いのコミュニティを尊重する配慮は日常の中にも存在し、こうした繊細な共存を見える化する試みとして、街中の通りの歴史を多言語で伝える看板の設置（写真参照）や、1年に466もある多様な宗教・民族の年中行事・祭礼の一覧作成などが行われてきた。一番の象徴として、4つの異なる宗教施設が並ぶ Masjid Capitan Keling 通りを「ハーモニーストリート（Harmony Street）」と名付けてプロモーションする取組も行われている。

### ディスカッション・ポイント

文化遺産の保全は誰かにとっての価値を守ることである。そのため、旧植民地や多民族都市の保全をめぐる議論は、「誰にとっての遺産なのか？」という問いを避けて通れない。特に植民地遺産の事例では、「恥の歴史」の象徴と見られた韓国の朝鮮総督府庁舎が長年の議論の末、1990年代半ばに解体された。植民地の記憶をとどめる遺産に対する拒否反応は各所で見られるが、好調な経済発展がその国の人々の誇りを醸成し、「負の遺産」をも「私たちの歴史」の一部として徐々に組み込んでいく例もみられる。多民族都市ペナンで見られる取組は、それぞれのコミュニティが自分に関わる遺産だけでなく、まちを形づくる他民族の遺産も含め、「我々のもの」と認識するきっかけをつくるものと位置付けられる。「彼らの遺産」から「私たちの遺産」へ。いずれの場合も、少しずつこうした認識に変化していくことが、コンフリクトを内包する都市遺産を保全する素地となるといえる。

### SDGs16 との接点

本テーマは、SDGs16 と 11 に関連する課題を提示している。特に、ターゲット「11.4 世界の文化遺産および自然遺産の保全・開発制限の取組みを強化する」と、ターゲット「16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型、および代表的な意思決定を確保する」に関わる。ジョージタウンでは、人々が「生きた文化遺産」に住み続けるための包摂的な取組が行われている一方、文化遺産をまもるために多様な人々の参加をいかに実現するのが問われている。現在は専門家や NGO が多様な人々へ配慮しながら、仲介者としての機能も果たしている。

### 参考文献

- 張漢賢(2013). 「パブリック」で考える歴史的市街地空間と人間の係わり方 —世界遺産マラッカとジョージタウンの比較から—, パブリックな存在としての遺跡・遺産、平成 24 年度 遺跡等マネジメント研究集会(第 2 回)報告書, 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所, pp.28-35.
- Pilai, J. (2013). “Intervention and Engagement with ‘Public’ in George Town World Heritage Site, Malaysia Study Report”, Archaeological Sites and Cultural Heritage in Public: The Reports of the Management Research Symposium for Cultural Sites (the 2nd), Nara National Research Institute for Cultural Properties, 86-91.
- 白孝卿(2012). 近代植民地文化遺産の保存に関する研究 —旧朝鮮総督府撤去過程を中心に—, 日本建築学会計画系論文集, 77, 671, 227-234.

## 【報告 6】



### 紛争後の平和構築とジェンダーの平等

#### ～イラク紛争と女性たち～

円城由美子 大阪女学院大学非常勤講師

#### 報告概要・事例紹介

2003年米英主導のイラク戦争によってイラクは変わった。サダム・フセイン大統領下のイラクは世俗主義的国家であり、女性重視の社会主義体制をとっていた。女性の就学、就労が推進され、経済的責任を担うことが求められてきた。イラク戦争前には国連による経済制裁によって国家は財政難に陥り、人々は貧困に苦しんでいた。フセイン政権は崩壊後、選挙が複数回行われ、フセイン大統領による独裁国家から民主主義国家へと――形式的には――移行した。選挙では女性の政治的な進出が期待されたが、議員数の決定は男性中心に行われ、女性議員はイスラーム重視の保守派と西洋的価値を重視する世俗派との意見に分裂し、一枚岩として女性の権利拡大など存在感を示すことはできなかった。

イラク戦争後間もなく、内戦が生じ、暴力が蔓延するにつれて女性に対する暴力も広がった。米国の占領統治は、国家再建に伴うイスラーム教「主権争い」の中で西洋的女性の実現という側面も持っていた。暴力を伴う宗派争いでは、イラク内部のシーア派とスンニ派が、それぞれが女性に対する懲罰委員会を作って自らの宗派に帰属する女性の服装やふるまいを取り締まると同時に、対立宗派の女性を攻撃した。結果的に物理的暴力の拡大とジェンダーイデオロギー対立の中で、あらゆる女性が攻撃的になりえた。

さらに加えて、イラクには様々な層の女性たちが存在しており、異なる主義主張を貫いている。主に、イラクに滞在し続けていたイラク在住のイスラーム教シーア派・スンナ派の一般在住者、選挙に出て民主化を進めようとする上層部のシーア派・スンナ派の女性、フセイン政権時代に出国して米国による「介入」によって帰国した西洋化した亡命イラク人女性である。亡命イラク人女性約50名は、Women for Free Iraq (WFFI) など女性活動のNGOを米国主導で設立した。一方、イラク在住女性による草の根運動は、占領統治に抵抗する意思を示すもの（イラク女性の意思）、物資供給（イラク女性の知恵協会）、また実情を記録し海外メディアで報道するものなどがあつた。各々活動する中で、亡命イラク女性たちは豊かな活動資金を持ちながらも女性たちの要望を汲み取ることができず、他方、在イラク女性による組織は女性たちの要望は理解しながらも活動資金不足で実際の支援は非常に限られているという課題も明らかになった。

一見、ジェンダー平等を推進するとみえた米国だが、戦後の占領統治を含めて実際には女性の果たす役割を重視していなかった。亡命イラク女性たちと在住イラク女性たちが乖離していたことや、スンナ派シーア派(女性)が乖離していたこと、さらにはイラク人男性による女性への無配慮によって、戦後イラク

でのジェンダー平等は実現しなかった。つまり、米国による、そしてイラクによる戦後の平和構築の試みの中で、イラクという土地、宗教、歴史的な特徴に配慮した取り組みは出来ていなかったといえよう。

### ディスカッション・ポイント

「男女の平等」という概念について、西洋的思想に基づく考え方と、イスラームでの（もしくは他の宗教での）理念や解釈とでは、意見の食い違いが生じているようである。イラクのケースのように、イスラーム教徒が多数を占める国に対して、西洋的な「ジェンダーの平等」という概念を用いて平和構築を行うことが女性に対する暴力の拡大や混乱をもたらしたことは否定できない。では、いかにして「男女の平等」を考えるべきなのか。理解の違いを、どのように平和的に乗り越えることができるのだろうか。

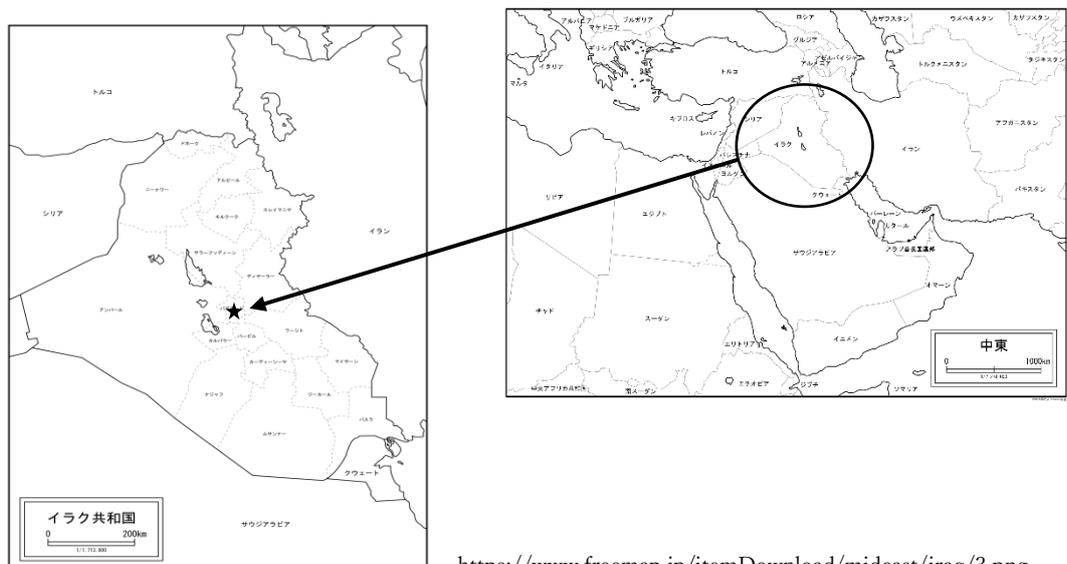
### SDGs16 との接点

ジェンダーに基づく格差や暴力には、社会的集団が持つ行動規範が反映される。そのために平和構築においてジェンダー平等を実現しようとする際には、歴史や宗教的な背景を十分に考慮しなければならない。しかし、イラク占領を手動した米国は、女性の解放や権利拡大を謳いながら、こうした配慮に欠けていたのではないだろうか。

### 参考文献

- Packer, George. [2005] *Assassins' Gate: America in Iraq*, New York: Farrar, Straus & Giroux(豊田英子訳『イラク戦争のアメリカ』みすず書房, 2008年).
- Zangana, Hifa. [2009] *An Iraqi Women's Account of War and Resistance*. New York: Seven Stories Press.
- 円城由美子[2019]『イラクの女性たち——平和構築におけるジェンダー』晃洋書房.
- 酒井啓子[2007]「イラク政治におけるジェンダー--国家、革命、イスラーム (周縁からの国際政治)」『国際政治』(149). 国際政治学会, pp. 30-45.

### 図表



<https://www.freemap.jp/itemDownload/mideast/iraq/3.png>

<https://www.freemap.jp/itemDownload/mideast/mideast/3.png>

### 3. 結論

本プロジェクトは、目標 16「平和と公正をすべてのひとに」が他の目標達成への手段にもなることに着目し、いかに他の目標と連関（リンケージ）しあうのかを検討することを目的として、3回に亘る会合を通じのべ約 45 名の研究者および実務者を招き、議論を重ねた。プロジェクトを通じて目標 16 が一つのゴールであると同時に、他のゴールと緊密に関わり、他のゴールをも達成する手段であることを確認した。

目標 16 は 11 の幅広い分野にまたがるターゲットから構成されているが、武力紛争に至るかもしれないガバナンスが脆弱な社会、武力紛争下の社会、そして武力紛争後の平和構築期にある社会のいずれかではなく、これら全ての幅広い段階全体を対象としている。近年の平和構築研究では、これらの諸段階には明確な区分がなく、様々な活動主体（アクター）が存在しており、特に予防の観点から紛争影響下の社会で生きる人々や制度をレジリエント（強靱）にすることが肝要だと考えられている。そのためには従来の「紛争後平和構築」とは異なる柔軟で包括的な『平和への道』が求められている。本プロジェクトが取り上げた自由で公正な選挙、科学技術、都市計画、環境整備、企業の社会的責任、ジェンダーの平等は、平時にこそ取り組むのが可能な、どちらかというとも長期的視点で行なう課題とみなされがちである。しかし、『平和への道』が示した権力、機会、サービス、安全へのアクセスの確保、SDGs の「誰も取り残さない」というスローガンを思い起こすならば、平和構築には、積極的に様々な分野の知見や技術、新しい規範や原則を取り入れていく革新的な「包摂性」が想定されていると考えられる。

2019 年 12 月の研究会とワークショップのセッション 1 では、内戦後のリベリアで実施された 3 度の選挙を通じて、国際社会、当事国政府、リベリアの人々が、どのように自由で公正な選挙の実施を模索してきたのかが報告された。セッション 2 では、科学技術を使った開発援助や企業活動、都市計画の過程が、どのように平和や公平な社会をつくることと結びついているかが検討された。2020 年 1 月のセミナーでは、中東をテーマに、ビジネスと人権、ジェンダー平等と戦後復興という 2 つの発表を通じて、平和と公正の実現をめぐる国際機関や企業、そして戦後復興に関わる大国、当事国政府、非政府組織（NGO）などの活動が報告された。各会合を通じて、国際機関、二国間援助機関、政府、NGO といった「伝統的な」平和構築アクターの重要性が再確認されたが、企業という従来の研究では見落とされがちな「非伝統的な」アクターについても考える機会となった。このことは、目標 17（パートナーシップで目標を達成しよう）の重要性も再認識させてくれる。伝統的アクターとしての政府・国家組織は、特に選挙、ガバナンスの分野において欠かせない役割をもつことを確認した。当たり前のことのように紛争影響国政府の平和構築における主体性／オーナーシップへの配慮が重視されるようになったのは、ここ約 10 年程度のことである。リベリアの選挙事例【報告 1】のように当事国内における選挙プロセスとこれに関わる様々なアクターの行動を詳細に追って分析することは、政府のガバナンスや制度の強靱化が不可欠であることを認識させてくれる。

また若林氏、三輪氏の報告【報告 2, 3】にあるように、企業がもつ技術（例：ブロックチェーン、IT）を開発援助、企業活動、一般市民の活動と組み合わせて平和構築に活かすアイデアは、目標 16 だけでなく、目標 9（産業と技術革新の基盤をつくろう）、10（人や国の不平等をなくそう）、11（住み続けられるまちづくりを）、14（海の豊かさを守ろう）の達成にも貢献する大きな可能性を持つ。一方で、菅原氏の報告【報告 4】からは、全ての目標に関連して、企業活動が直接的・非直接的に平和構築に与える負の

影響の存在、そしてその影響をどこまで予防・規制できるのかという問題についても我々は考える時期に来ていることが理解できる。

さらに、柏原氏の報告【報告5】にあるように、市民社会の自発的な活動で、一見平和にみえる多民族社会の紛争を都市計画の中で予防する取り組みは、目標11との関連の中で目標16に貢献する。円城氏の報告【報告6】では、一見自発的な活動のようにみえてアメリカやイラク社会に翻弄されるイラク国内外の女性活動家の姿を知ることを通じて、目標5と16の架橋を具体的に理解することができた。こうした報告からは「包摂性」の下で、あらゆるアクターの協力がある目標の達成をもたらすことに可能性が見出せる。その一方で、新たなアクター間の緊張や摩擦も生じうることも示している。新たな試みやアクターとの関係性が予期しない負の影響も起こしうるが見逃されることがないよう留意しなければならないことが理解できよう。

本プロジェクトは、学術研究だけでなく、フィールド（現場）・民間の経験を多数もった登壇者を招聘することにより、目標16と他目標の連関を具体的なケースをもって検討した。その結果、平和構築分野における官・民、産・学間のパートナーシップを通じてSDGsを推進することの意義を確認し、目標17の重要性および今後の課題を提示することができた。研究者・実務者間の交流を活発化させ各分野からの知見を組み合わせしていく作業は、SDGsの実現という社会的関心が高まっている議論に具体的な方策を提供していくうえで今後も有用と考えられる。